

資料 6 8 - 3

内国郵便約款の変更認可について

(諮問第1200号)



諮問第1200号
令和2年6月23日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 高市 早苗



諮 問 書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 衣川 和秀)から、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく内国郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合しており妥当なものであると認められる。

よって、同条第1項の認可をすることとしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが
適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の改正事項は、郵便法等の規定により郵便約款で定めることとされている事項については変更がない。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の改正事項は、料金後納に係る担保制度の見直しであり、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項については変更がない。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	今回の改正事項は、他の企業では一般的となっている内容のものであり、また、料金後納を利用する顧客にとっては利便性の向上につながることから適当である。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	今回の改正事項は、料金後納に係る担保制度の見直しであり、会社の責任に関する事項については変更がない。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の改正事項は、料金後納に係る担保制度の見直しであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。



別添

2020-日経財第 0072 号
2020年6月12日

総務大臣
高市 早苗 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

衣川 和秀



郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

1 内国郵便約款
別添新旧対照表のとおり。

2 実施予定期日
2020年8月1日

3 変更を必要とする理由

料金後納の担保制度を見直すことによりお客さまの利便性を一層向上させて利用の維持・拡大を図るほか、顧客の実態に応じた適切な債権管理を行うことにより、後納料金の回収不能事案の削減を図るため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(料金後納の担保の提供)</p> <p>第52条 後納郵便物差出人は、後納承認局の指示に従い、<u>直ちに当社が別に定める額に相当する担保を提供していただきます。ただし、当社が別に定める場合は、担保を増減又は免除することがあります。</u></p> <p>2 前項の担保として提供していただくものは、当社が別に定めます。</p> <p>3 当社から料金の支払の督促を受けた後納郵便物差出人が、当社が指定した支払期限までに支払わなかった場合は、その支払うべき料金及び延滞利息に相当する額を第1項の規定により提供していただいた担保により充当することがあります。この場合、提供していただいた担保により充当してもなお残額があるときは、その残額を返還します。</p> <p>(計器別納料金の支払方法)</p> <p>第56条 計器別納郵便物の料金及び特殊取扱の料金並びに第58条(証紙による料金支払)第1項に規定する料金及び手数料(以下「計器別納料金」といいます。)は、印影の表示のため料金計器に計示された支払郵便料金額の累計額(複数の料金計器について同一の計器別納取扱局で計器別納取扱承認を受けた者(当社が別に定める承認を受けた者に限ります。)にあつては、これらの承認に係るすべての料金計器に計示された支払郵便料金額の累計額の総計額)によるものとし、当社の指示に従い、これを次のいずれかの方法で支払っていただきます。</p> <p>(1) 当社が別に定める額を現金等で支払う方法</p> <p>(2) 第50条(後納料金の支払方法)又は第51条(口座振替払)に規定する料金後納の方法</p> <p>2 前項(2)の方法による計器別納料金の支払については、第50条(後納料金の支払方法)から第52条(料金後納の担保の提供)までの規定に準じます。</p> <p>3 (略)</p> <p>(受取人払郵便物に係る料金を後納する場合の担保の提供)</p> <p>第63条 受取人払郵便物に係る料金を後納しようとする受取人は、受取人払取扱局の指示に従い、<u>直ちに当社が別に定める額に相当する担保を提供していただきます。</u></p> <p>2 前項に規定するほか、前条(受取人払郵便物に係る料金の支払方法)(2)の方法による受取人払郵便物の料金の支払については、第50条(後納料金の支払方法)から第52条(料金後納の担保の提供)までの規定に準じます。</p>	<p>(料金後納の担保の提供)</p> <p>第52条 後納郵便物差出人は、後納承認局の指示に従い、担保を<u>提供していただくことがあります。</u></p> <p>2 前項の担保として提供していただくものは、当社が別に定めます。</p> <p>3 当社から料金の支払の督促を受けた後納郵便物差出人が、当社が指定した支払期限までに支払わなかった場合は、その支払うべき料金及び延滞利息に相当する額を第1項の規定により提供していただいた担保により充当することがあります。この場合、提供していただいた担保により充当してもなお残額があるときは、その残額を返還します。</p> <p>(計器別納料金の支払方法)</p> <p>第56条 計器別納郵便物の料金及び特殊取扱の料金並びに第58条(証紙による料金支払)第1項に規定する料金及び手数料(以下「計器別納料金」といいます。)は、印影の表示のため料金計器に計示された支払郵便料金額の累計額(複数の料金計器について同一の計器別納取扱局で計器別納取扱承認を受けた者(当社が別に定める承認を受けた者に限ります。)にあつては、これらの承認に係るすべての料金計器に計示された支払郵便料金額の累計額の総計額)によるものとし、当社の指示に従い、これを次のいずれかの方法で支払っていただきます。</p> <p>(1) 当社が別に定める額を現金等で支払う方法</p> <p>(2) 第50条(後納料金の支払方法)又は第51条(口座振替払)に規定する料金後納の方法</p> <p>2 前項(2)の方法による計器別納料金の支払については、第50条(後納料金の支払方法)から第52条(料金後納の担保の提供)までの規定に準じます。</p> <p>3 (略)</p> <p>(受取人払郵便物に係る料金を後納する場合の担保の提供)</p> <p>第63条 受取人払郵便物に係る料金を後納しようとする受取人は、受取人払取扱局の指示に従い、担保を<u>提供していただくことがあります。</u></p> <p>2 前項に規定するほか、前条(受取人払郵便物に係る料金の支払方法)(2)の方法による受取人払郵便物の料金の支払については、第50条(後納料金の支払方法)から第52条(料金後納の担保の提供)までの規定に準じます。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (2020年※※月※※日 2020-日経財第※※※※号)</u></p> <p><u>この改正規定は、2020年8月1日から実施します。</u></p>

内国郵便約款の変更認可について

令和 2 年 6 月 23 日
総 務 省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。）を定めたもので、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社が、郵便約款を定めることになっている。

※約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

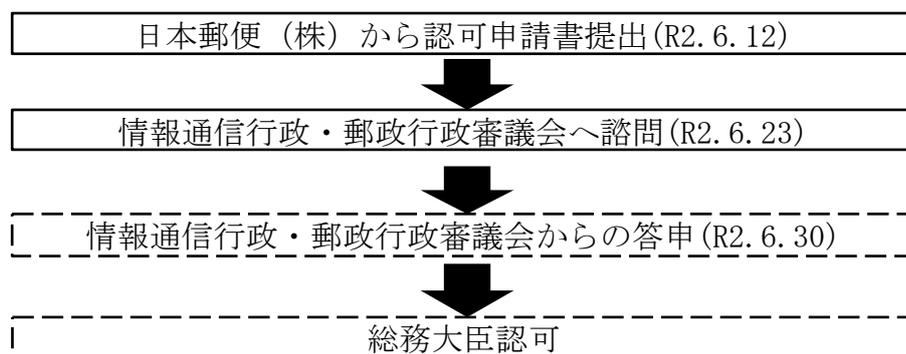
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わること等から、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則、総務大臣への届出制、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第3項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請

1 内国郵便約款変更の概要

内国郵便約款第52条及び第63条において、料金を後納しようとする差出人及び受取人は、郵便局の指示に従い、直ちに一定の額に相当する担保を提供すべき旨規定されている（郵便物を毎月一定の通数以上差し出す者は、料金を後納とすることができる（内国郵便約款第49条）。）。今回これを必要に応じて担保を徴求する制度に変更し、差出人及び受取人は、郵便局の求めに応じて担保を提供すればよい旨の規定にするもの。

2 内国郵便約款を変更する理由

現行制度上、日本郵便株式会社の料金後納に係る担保制度は上場企業等一部を除き、一律に担保を徴求することが原則となっているが、他の企業等で一般的となっている、必要に応じて担保（保証金）を徴求する制度に変更し、料金後納を利用する顧客の状況に柔軟に対応できるようにする。

これにより、これまで担保を徴求していなかった上場企業等に対しても、信用状況に応じて担保を求めることが可能になり、債権回収不能や支払遅延といった事案の減少につながる。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今後、企業等が対面を必要としないビジネスモデルの構築に取り組むことが想定される中、当該企業等（特に、中小企業や個人事業主等）が料金後納を利用する際、一律な担保徴求という利用の障壁がなくなり、今後は柔軟な対応も可能となる。

3 実施予定期日

令和2年8月1日

第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第68条第2項第1号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の改正事項は、郵便法等の規定により郵便約款で定めることとされている事項については変更がない。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の改正事項は、料金後納に係る担保制度の見直しであり、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項については変更がない。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	今回の改正事項は、他の企業では一般的となっている内容のものであり、また、料金後納を利用する顧客にとっては利便性の向上につながることから適当である。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	今回の改正事項は、料金後納に係る担保制度の見直しであり、会社の責任に関する事項については変更がない。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第68条第2項第2号)	適	今回の改正事項は、料金後納に係る担保制度の見直しであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。

參考資料

参照条文

○郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成 15 年政令第 83 号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）

（郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件）

第二十九条 法第六十八条第一項の総務省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 郵便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない郵便の役務に関する提供条件

二 期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件

内国郵便約款（料金後納に係る担保制度）の変更について

1. 現状等

- 内国郵便約款第52条及び第63条において、料金を後納しようとする差出人及び受取人は、郵便局の指示に従い、直ちに一定の額に相当する担保を提供すべき旨規定されている。

・他の企業においては、必要に応じて担保を徴求するという規定が一般的。

（参考：他の企業の例）

企業名	約款
東京電力 （託送供給等約款）	当社は、（中略）供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、 <u>予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</u>
東京ガス （一般ガス供給約款）	当社は、（中略）供給の開始もしくは再開に先立って、または供給継続の条件として、その申込者またはお客さまの <u>予想月額料金の3か月分（中略）に相当する金額をこえない範囲内で保証金を預かることがあります。</u>

・コロナウイルス感染症の拡大に伴い、企業等が対面を必要としないビジネスモデル構築に向けて取り組んでいる。今後、郵便需要の拡大が想定される中、担保の提供を原則とした制度は、その利用の障壁となりかねない。

当該約款について、必要に応じて担保を徴求する旨の規定に変更する。

内国郵便約款（料金後納に係る担保制度）の変更について

2. 具体的な改正内容等

- 担保の提供を原則とした規定から、他の企業等で一般的となっている、必要に応じて担保を徴求する規定に変更する。

内国郵便約款（第52条（差出人））の変更案

現行	変更後
<p>（料金後納の担保の提供） 第52条 後納郵便物差出人は、後納承認局の指示に従い、<u>直ちに当社が別に定める額に相当する担保を提供していただきます。ただし、当社が別に定める場合は、担保を増減又は免除することがあります。</u> （以下略）</p>	<p>（料金後納の担保の提供） 第52条 後納郵便物差出人は、後納承認局の指示に従い、<u>担保を提供していただくことがあります。</u> （以下略）</p>

（参考1）

第63条（受取人）についても、上記と同様の変更を行う。

（参考2）

日本郵便においては、この規定の変更に併せて、担保免除の対象^{※1}を一律に規定している内国郵便約款第52条の（注）の規定を削除し、変更後は内規により、顧客の信用状況に基づく柔軟な対応^{※2}を行うことを予定している。

※1 上場企業、3年以上継続して支払遅延がない者等

※2 信用調査会社の評価が一定水準以上であること、財務内容に問題が無いこと等の基準を一律に適用して担保を徴求するかどうか判断する予定



料金後納を利用する際の障壁がなくなり、企業等の需要に応えることが可能になるだけでなく、信用状況に応じて担保の提供を求めることにより、債権回収不能等の事案の減少につながる。